

Forest Good 2019 ～間伐・間伐材利用コンクール～ 募集要領

1. 趣旨

森林の持つ国土の保全、地球温暖化の防止、木材の供給などの多面的機能を将来にわたって発揮していくためには、森林を育て、守り、そして上手に利用していくことが必要です。特に人工林では、森林を元気にするための間伐等の手入れを進めていくことが重要です。

「間伐・間伐材利用コンクール」は、間伐や間伐材利用に関する様々な実践例やアイデア製品を普及することを通じて間伐の推進や間伐材の利用拡大に貢献し、森と日本を元気にするために実施するものです。

応募いただいた取組について、総合的に評価した上で優秀な取組を表彰し、間伐・間伐材利用推進ネットワーク等において幅広く発信していきます。

また、本年は「継続的取組部門」を設け、過去19回の受賞取組の中から、継続的かつ発展的に活動が行われている優秀な取組を表彰します。

2. 募集要領

(1) 主催

間伐・間伐材利用推進ネットワーク

(2) 後援

林野庁、間伐推進中央協議会

(3) 募集内容 以下の3部門について募集します。

① 製品づくり・利用部門

・ 間伐材を活用した製品づくり

(建築(住宅・公共施設)土木資材、玩具、家具、食器などの生活用品 等)

・ 間伐材の利用

(間伐材製品を活用した店舗の設置、間伐材製品の積極的な利活用 等)

② 間伐実践・環境教育部門

・ 間伐の推進

(奥地林など作業が困難な場所で工夫しながら間伐を推進する取組、間伐材の利用価値を開拓しながら間伐を推進する取組、企業の森での間伐、施業集約化や森林境界明確化等を実施して間伐を推進する取組 等)

・ 間伐や間伐材利用に関する環境教育

(学校、NPO、企業及び森林組合等が連携して行う環境教育 等)

(広く一般の方々に向けて間伐の重要性や必要性を普及する活動 等)

③ 継続的取組部門

- ・ 間伐材を活用した製品づくりに関する継続的な取組
- ・ 間伐材の利用に関する継続的な取組
- ・ 間伐の推進に関する継続的な取組
- ・ 間伐や間伐材利用に関する環境教育に関する継続的な取組

※本部門への応募は、本コンクールにおいて過去に受賞があった者に限りません。

(4) 募集期間

令和元年8月7日(水) ~ 令和元年10月7日(月)まで (必着)

(5) 応募方法

所定の様式に必要事項をご記入の上、資料を添えてメール又は郵送により(9)の応募先にご応募下さい。様式については、(9)の応募先(間伐ネットの専用サイト)にも掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、それぞれの部門ごとに様式が異なりますのでご注意ください。

(6) 審査

「間伐・間伐材利用コンクール審査委員会」が審査します。(11月予定)

(7) 表彰対象部門

区 分	賞の名称・件数	
製品づくり・利用部門	林野庁長官賞	1点
	間伐推進中央協議会会長賞	1点
	審査員奨励賞	若干数
間伐実践・環境教育部門	林野庁長官賞	1点
	間伐推進中央協議会会長賞	1点
	審査員奨励賞	若干数
継続的取組部門	林野庁長官賞	1点
	間伐推進中央協議会会長賞	1点
	審査員奨励賞	若干数
上記3部門の外	みどりの女神賞	若干数

(注) 賞の件数は審査の状況により変わる場合があります。

(8) 表彰式

令和2年1月～2月頃 東京都内にて開催予定です。

(9) 応募先

間伐・間伐材利用推進ネットワーク 事務局

〒166-8532 東京都杉並区和田 3-30-22 大学生協杉並会館

NPO 法人 JUON (樹恩) NETWORK

(TEL:03-5307-1102 FAX:03-5307-1091)

(E-mail:juon-office@univcoop.or.jp)

※ 間伐ネット専用サイト <https://www.eco-online.org/forest-good/>

※ 昨年度と応募先が異なっていますのでご注意ください。

※ 電子媒体で応募される場合は、ワードファイル及びPDFファイルの提出をお願いいたします。

(10) その他

必要により募集要領の記載内容、審査委員等が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。

Forest Good 2019 ～間伐・間伐材利用コンクール～ 審査規定

1 審査委員会の設置

「間伐・間伐材利用推進ネットワーク」は、「Forest Good 2019～間伐・間伐材利用コンクール～」の実施に当たって、優良な事例を審査・選考するために、間伐・間伐材利用コンクール審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員

審査委員会の委員は別紙1による。

3 審査対象及び方法

審査委員会は、応募のあった取組を対象にして、書類審査を行う。

4 審査基準

審査基準は別紙2による。

審査に当たっては、主として次の事項について総合的な評価を行う。

- ① 積極的な取組であること
- ② 地域の特性に応じた取組であり、かつ、実績・成果があがっていること
- ③ 他に普及・推奨することが可能な先進的な取組であること

別紙 1

Forest Good 2019 ～間伐・間伐材利用コンクール～
審査委員

(審査委員)

氏名	所属
沖 修司	(公社) 国土緑化推進機構 専務理事
後藤 亘	GTF グレーター トキヨウ フェスティバル 実行委員会 実行委員長
木平 勇吉	東京農工大学 名誉教授 (審査委員長)
島田 泰助	全国木材組合連合会 副会長
飛山 龍一	全国森林組合連合会 常務理事
中山 聡	(一社) 全国林業改良普及協会 専務理事
星野 智子	(一社) 環境パートナーシップ会議 副代表理事
山本 悟	毎日新聞社 記者

(五十音順：敬称略)

(特別審査委員)

氏名	所属
藤本 麗華	2019 ミス日本 みどりの女神

(敬称略)

(オブザーバー)

氏名	所属
諏訪 実	林野庁森林整備部整備課 造林間伐対策室長

(敬称略)

別紙2

Forest Good 2019 ～間伐・間伐材利用コンクール～ 審査基準

1 一次審査

審査委員は、部門ごとに次の各項目について審査を実施する。

ア 製品づくり・利用部門

① 先進性・独創性・技術合理性

- ・木材の特徴を活かした製品であるか。
- ・既設または既製品と比較して今までにない新規性があるか。
- ・製品等が、機能性、経済性、安全性、汎用性に長けているか。

② 社会生活への貢献性

- ・日常の生活や業務における利便性向上、安らぎの提供等に役立っているか。
- ・景観や自然環境に配慮しているか。

③ 材料の地域性、有効利用の状況

- ・地元産の間伐材が利用、調達されているか。
- ・地域における間伐材の利用推進に役立っているか。

④ 普及の可能性・普及啓発取組の状況

- ・地域やユーザーに対する間伐・間伐材利用の普及啓発が行われているか。
- ・消費者のニーズに応えているか。
- ・間伐材製品の展示やHPでの紹介などにより間伐材の良さを積極的にPRしているか。

イ 間伐実践・環境教育部門

① 計画性・継続性

- ・活動計画等を作成し、計画的に活動を実施しているか。
- ・活動が継続的に実施されているか。
- ・計画内容が妥当なものとなっているか。

(間伐実践：作業時期・種類・工程等、環境教育：学習内容・対象年齢等)

② 実行体制、安全対策

- ・実行体制等が整備されているか。(役割分担による責任の明確化等)
- ・必要な安全対策がとられているか。(指導員等の配置、作業補助等)
- ・研修会への参加や、技能講習会の開催など、技術力の向上に努めているか。
- ・災害やケガの発生はないか。

③ 活動実績

- ・間伐の実施、集約化、低コスト化、間伐・間伐材利用に関する普及啓発に係る活動実績を有しているか。

④ 地域への貢献・波及性

- ・周辺地域や近隣の団体などへの波及効果があるか。
- ・地域住民等の積極的な参画があるか。
- ・地域の間伐・間伐材利用の推進への貢献や普及活動が行われているか。
- ・景観や自然環境へ配慮しているか。

ウ 継続的取組部門

- ・ア、イに掲げる項目について、過去の受賞から継続的な取組が行われているか。
- ・ア、イに掲げる項目について、過去の受賞から発展的な取組が行われているか。

エ みどりの女神賞

ア、イ、ウに応募のあった取組のうち、林業・木材産業以外の一般の方々への波及効果や情報発信力の高いと思われる取組、特に女性の視点から魅力的な取組であるか。

2 二次審査

- (1) 審査委員ごとに、一次審査の結果により優秀な取組を推薦する。
- (2) 各審査委員の推薦に基づき、審査員が協議の上で各賞を選出する。
- (3) 審査委員奨励賞については、審査基準以外の観点からも、間伐・間伐材利用推進のため奨励すべきと判断される取組について選定する。